令和　２年　５月１日

ふれあい通信

第　８　号

自転車の交通事故防止

5月は、自転車安全利用月間です！

　自転車は運転免許がいらない大変便利な乗り物ですが、交通ルールを守らなければ自分が事故に遭うばかりでなく、相手にケガをさせてしまう乗り物です。
　みなさん、「自転車安全利用月間」を機会に自転車の交通ルールを確認し、守りましょう。

自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は車の仲間です。原則、車道を通行します。
この標識がある歩道は自転車で通行できます。
※ 標識がない場所でも１２歳以下の幼児、児童、７０歳以上の方は歩道を自転車で通行することができます。

車道は、左側を通行

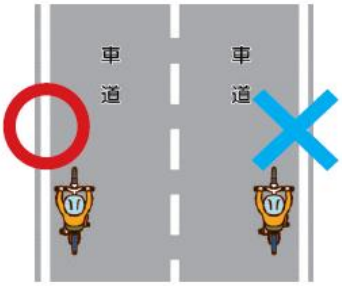

　自転車で道路（車道）の右側を通行することは、通行場所を守らなかった危険な違反になります。
　必ず車道の左側を通行しましょう。

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

　歩道は、歩行者優先です。
　歩道では、すぐに止まれるような速度（徐行）で進行し、歩行者がいれば、自転車を押して歩くなどしましょう。
　歩道の歩行者などに対して自転車のベル（警音器）をむやみに鳴らしてはいけません。道路交通法で禁止されています。

令和２年度滋賀県交通安全スローガン〈自転車利用者に呼びかけるもの〉

同じだよ　自転車、車、左側

交通ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、スマートフォン等を使用しながらの走行、傘差し運転はやめましょう。

信号のある交差点では信号を守り、交差点に一時停止の標識がある場合はもちろん、標識がない場合でも必ず一時停止をして、左右の安全確認をしっかりとしましょう。

自転車に乗る時は、ヘルメットを着用！

自転車乗用中に交通事故にあった場合、多くの方が頭部を負傷します。大切な頭部を守るためにヘルメットを着用しましょう。

滋賀県では、平成２８年２月から「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（滋賀県自転車条例）」が施行され、幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメット着用が推進されています。

ヘルメット着用

夜間はライトを点灯、反射材を活用！

夜間は周囲に存在を知らせることが大切です。夜間、自転車に乗る時は、必ずライトを点灯しましょう。

また、自転車のタイヤや車体の側面に反射材を取り付けることで車のドライバーから発見されやすくなります。自転車の存在を目立たせるために反射材を活用しましょう。

“コロナ”名目の詐欺電話に注意！

給付金の振込のために、口座番号を教えて

調査のために、家族構成を教えて

格安でマスクを送るので、住所を教えて

個人情報を伝えないで！

冷静に

電話機の留守番電話機能の活用も特殊詐欺被害防止対策に有効です

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp